

4. 消波根固めコンクリート ブロックの製作管理基準

検指第334号
平成11年 4月 1日 制定

消波根固めコンクリート
ブロックの製作管理基準

波根固ブロックの製作管理基準

1. 適用範囲

この基準は、神奈川県内の河川工事に使用する消波根固用コンクリートブロック（以下「コンクリートブロック」という。）の製作に適用する。

2. コンクリートの配合

粗骨材の最大寸法	圧縮強度	スランプ
40mm以下	195kgf/cm ² 以上 (19.1N/mm ²)	8 ± 2.5kg/m ² 以上

3. 品質管理基準及び規格値

種別	試験項目	試験方法、測定項目	規格値	試験基準、測定基準	
工	骨材の粒度	JIS A 1102		必要に応じて	
	細骨材の表面水量	JIS A 1111		午前・午後各1回	
	骨材の安定性	JIS A 1122		産地の変わる都度	
	スランプ	JIS A 1101		午前・午後各1回	
	空気量	JIS A 1128			
場	圧縮強度	JIS A 1108	195kgf/cm ² 以上 (19.1N/mm ²)	1回3本/日	一日の打設が10m ³ 未満の場合は適用しない。
施工	外観	目視	1による	全数行なう。	
	圧縮強度		+ 15mm - 5mm	同種のコンクリートブロック1,000個又は、その端数を1組とし、1組について任意に3個を抜き取り測定し、2個以上適合しなければならない。又、1個だけ適合の場合は、不適合のコンクリートブロックを除き、その組から更に任意の6個を抜き取り測定し、全数適合すればよい。	

1 外観は、その質が密で、有害なきずがなく、上面は平で外観がよくなければならない。